R6.4.24 GX金融・資産運用特区提案についての特区WGによる ヒアリング 北海道・札幌市 提出資料 ①「一定の銀行業高度化等会社」の業務へのGX業務の追加

北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」

「一定の銀行業高度化等会社」の業務へのGX業務の追加 提案説明資料

令和6年(2024年) 4月24日 **北海道・札幌市**

現行規制の概要

- ■『銀行業高度化等会社』とは、IT等の活用による銀行業の高度化・利便性向上に資する業務や、地域の活性化その他持続可能な社会の構築に資する業務を営む会社のこと。これにより銀行グループが社会情勢や経営環境等を考慮しつつ、柔軟に業務領域を拡大することが可能となっている。
- ■銀行が、他業銀行業高度化等会社に対し、議決権の5%を超える出資をする場合、個別認可を取得することになっており、この場合、9要件からなる加重された基準に基づく審査が必要。(9要件=銀行法施行規則第17条の5の2第2項)
- ■一方、一定の銀行業高度化等会社については、議決権の50%以下の出資は届出で可能。 **また、50%を超える出資の場合は個別の認可が必要**。この場合の審査は「他業銀行業高度化等会社」の場合よりも**簡易な6 要件を審査**することとされている。(6要件=銀行法施行規則第17条の5第2項)

他業銀行業 高度化等会社 一定の銀行業 高度化等会社

【一定の銀行業高度化等会社以外】

議決権 5 %超 →「**認可**」が必要(**9 要件**)

【一定の銀行業高度化等会社】

- ①フィンテック
- ②地域商社
- ③自行アプリやITシステムの販売
- ④データ分析・マーケティング・広告
- ⑤登録型人材派遣
- ⑥ATM保守点検
- ⑦障害者雇用促進法に係る特例子会社が営む業務
- ⑧成年後見

議決権 5 0 %超 → 「**認可**」が必要(**6 要件**) 議決権 5 0 %以下 → 「**届出**」で可

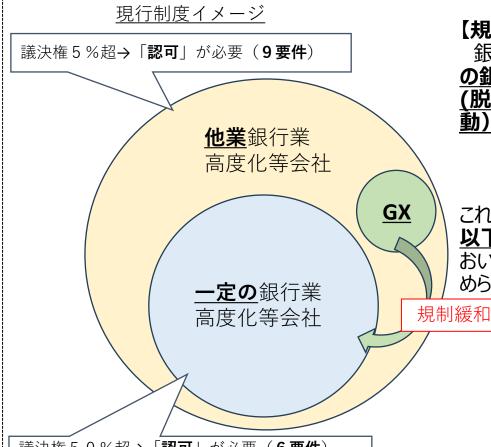
7

現状と課題

- ■北海道・札幌市では、産学官金21機関で構成されるGX・金融コンソーシアム「Team Sapporo-Hokkaido」を立ち上げ、「GX産業の集積」と「金融機能の強化集積」を両輪で進め、「日本の再エネ供給基地」とアジア・世界の「金融センター」の実現に向け、地域一体となって取り組んでいる。
- ■北海道がもつ国内随一の再エネポテンシャルと地域一体となった取組により、洋上風力やデータセンター、次世代半導体など、多くのGX事業が行われ、また今後も多くのGX事業の創出が見込まれている。
- ■今後、道内でGX産業を活性化していくためには、行政やGX事業者のみならず、金融機関の役割が重要。特に、融資による資金支援のみならず、地域企業に対しGX・脱炭素化の情勢を示し巻き込んでいくためには、金融機関が自ら出資して協働することが不可欠。従来、中小企業向けのファイナンスやコンサルティングが財務面や・経営管理等が中心であったものの、再エネ分野の社会的ニーズの高まりを受け、地域企業への脱炭素化支援は、金融機関による本業支援の一環として主体的に取り組むことが求められている。
- ■地銀を中心とする金融機関が、地域の行政や企業等としつかり連携し、GX事業への参画姿勢を示しつつ影響力や見解を事業等に反映するには5%を超える相応の規模の出資が必要である。
- ■例えば再エネ発電事業は、事業毎に設立される特別目的会社(SPC)がプロジェクトファイナンスや出資により資金調達を行うことが一般的であり、地元地銀が当該SPCに対し、例えば、議決権の15%程度出資をする場合、現行規制では、**GX関連産業**は一定の高度化等会社とされていないため、個別認可が必要となる。
- 道内はGX事業が多数展開されており、出資検討対象となる関連産業が道内各地で今後も数多く見込まれているが、事業者からは出資検討に対する回答を短期間で求められることが多く、個別認可では手続きに多くの時間と手間がかかることに加え、連携出資者と足並みを揃えた出資検討・判断が困難であり、より円滑に広くGX事業を推進していくことの支障となっている。
- ■北海道では、GX事業に伴う自然環境や景観への影響が問題となっている案件が存在するが、これに対応するためには、地元地銀が 5%を超える相応の規模で機動的に出資することにより、地元の意向を事業に反映し、地域を巻き込んだGX事業の推進につなげることや、事業の健全経営の確保が必要である。しかし、GX事業の案件が増えるにつれ、個別認可では出資を断念せざるを得ない案件や出資を断られる案件が増え、地元の意向を無視したGX事業が行われてしまうおそれがある。

,

提案内容及び必要な規制改革等



【規制・制度改革の内容】

銀行法施行規則17条の4の3に限定列挙されている『一定 の銀行業高度化等会社』の業務に、新たに、「GX関連産業 (脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活 **動)」を追加**する。

これにより、GX関連産業への出資については、議決権の50% 以下までは届出で可能となり、議決権の50%を超える場合に おいても、通常の認可審査基準(6要件)に基づく申請が認 められる。

議決権50%超→「認可」が必要(6要件)

議決権50%以下→「届出」で可

【根拠法令等】

銀行法16条の2第1項15号、銀行法16条の2第4項、銀行法施行規則17条の4の3、銀 行法施行規則17条の5第2項、銀行法施行規則17条の5の2第2項

実現される姿

「全国随一の再エネポテンシャル」GX × 金融・資産運用

圧倒的な再エネポテンシャル

洋上風力

陸上風力

太陽光

地熱

バイオマス

様々なグリーンエネルギーへの展開 : 水素・SAF

冷涼な気候 : 半導体・データセンターの適地 再エネ電力を送る・貯める機能

: 送電線·蓄電池·運搬船

広大な敷地 : 開発余力・AI実証に活用 > スタートアップ育成

市場創出支援

道内金融のプレゼンス発揮



情報プラットフォーム・GX認証制度

他地域より良質なGX事業の情報の集約と発信

機関投資家

証券

保険

政府系金融機関

メガバンク・銀行

海外資産運用会社

プレイヤー・投資家の集積

地域金融機関・地域ファンドの参画

信託銀行

42商丁会議所

年金基金

ファンド

個人投資家 (Green投信)

サプライチェーン構築

再エネ導入拡大

実現される姿

- ■地域の脱炭素とエネルギーの地産地消に向け、地域金融機関が地域において大手エネルギー事業者等と連携して 再エネ創出支援に取り組むことは、政府のカーボンニュートラル構想に合致し、また地方創生に資する。
- ■道内では、今後、GX事業に関して出資検討対象の拡大が見込まれるが、地域金融機関が相応の規模で出資することで、<u>株主として事業に主体的に関与することが可能</u>となる。その結果、例えば、取引先の<u>道内企業の脱炭素</u> <u>化及びサプライチェーンへの参入支援など、地域を巻き込んだGX推進</u>に繋げること、地元の意向を事業に反映させること、事業の健全性(ガバナンス)に貢献できる等の効果が期待できる。
- ■また、本規制緩和により、地元サプライチェーン構築の後押しや中小企業のGX事業への参画、地域の産業用・民 生両面の再エネ導入拡大に繋がる。

【参考】道内のGX事業一覧(令和6年2月現在)

【水素】合計7事業

■ 合成メタン製造の実証実験 (構成員・出資者) 北海道ガス(株)

【太陽光発電】合計5事業

(株) エネコートテクノロジー (ペロブスカイト)

(構成員・出資者) 苫小牧埠頭(株)、 日揮ホールディングス(株)

【風力】合計12事業

■ 石狩市沖洋上風力発電事業 (構成員・出資者) 開発事業者、建設 事業者、地域金融機関等 (株)、北海道ガス(株)

【蓄電池送配電】

■ 北海道北部風力送電株式会社 (構成員・出資者) (株) ユーラスエナジーホールディングス、(株) 北海道銀行、(株) 北洋銀行等

【CCUS】合計1事業

【EV】合計2事業

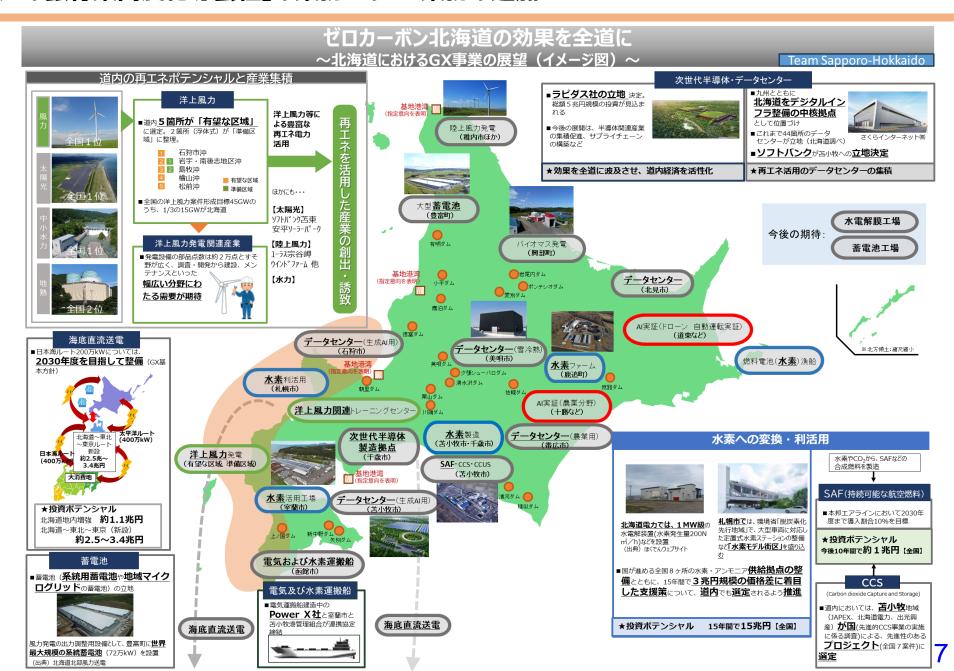
【地熱発電】合計4事業

森バイナリーパワー合同会社 (構成員・出資者) 北海道電力(株)、 JFEエンジニアリング(株)、東京 センチュ リー(株)

【水力発電】合計2事業 【バイオマス発電】合計9事業 【バイオガス発電】合計4事業 【バイオコークス】合計1事業 【ブルーカーボン】合計3事業 【データセンター】合計2事業 再エネ100%で運営するデータセンター事

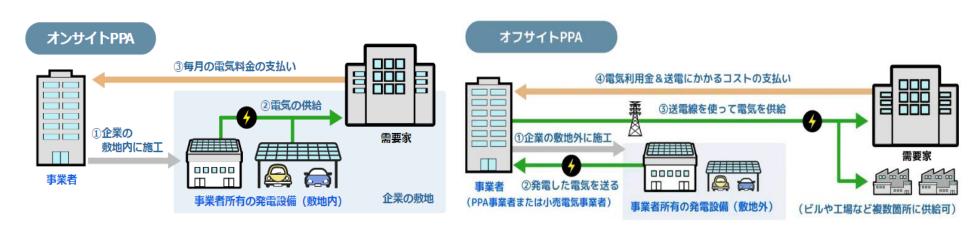
(構成員・出資者)(株)Flower Communications、北海道電力(株) 東急不動産(株)

【エネルギーシステム】 合計2事業



【参考】他の地域金融機関による再エネ子会社の状況

	山陰合同銀行	めぶきFG	群馬銀行	八十二銀行	千葉銀行
事業者名	㈱ごうぎんエナジー	常陽グリーン エナジー(株)	かんとうYAWARAGI エネルギー(株)	八十二 Link Nagano傑	ひまわりグリーン エナジー(株)
設立	2022年7月	2022年7月	2022年7月	2022年10月	2023年4月
株主	山陰合同銀行100%	常陽キャピタル パートナーズ100%	ぐんま地域共創 ファンド他	八十二銀行100%	千葉銀行100%
資本金	1億円	5百万円		1億円	5,000万円
事業内容	■再エネ電源の取得(太陽光発電設備等の新設・買取) ■再エネ電力卸売・小売 ■再エネコンサルティング ■ P P A (Power Purchase Agreement:電力販売契約)				



(参考) 関係条文

【銀行法16条の2第1項15号、銀行法16条の2第4項】

- ■銀行法(昭和56年法律第59号) (銀行の子会社の範囲等)
- 第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社(以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。
- 十五 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社
- 4 銀行は、第一項第一号から第十一号まで又は第十五号から第十七号までに掲げる会社(従属業務(第二項第一号に規定する従属業務をいう。)又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条、第十六条の四第四項第一号、第五十三条第一項第三号及び第六十五条第六号において「子会社対象銀行等」という。)を子会社としようとするとき(第一項第十五号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。)にあつては、当該銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)は、第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第五条第一項(認可)の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(参考) 関係条文

【銀行法施行規則17条の4の3】

■銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)

(一定の銀行業高度化等会社)

第十七条の四の三 法第十六条の二第四項、第十三項及び第十六項に規定する内閣府令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社(外国の会社を除く。)又は障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号。以下この条、第三十四条の十八の二及び第三十四条の十九の六において「障害者雇用促進法」という。)第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社(それぞれ障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項に規定する子会社、関係会社又は関係子会社をいう。第三十四条の十八の二及び第三十四条の十九の六において同じ。)とする。

- 一 専ら情報通信技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務(次号に掲 げる業務に該当するものを除く。)
- 二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う業務であつて、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいお それがないもの
- 三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣 労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業(経営相談等業務その他の当該銀行の営む業務に関連して行うものであって、その事業の派 遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。)
- 四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守(当該銀行若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)又はプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)若しくは保守(当該銀行若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)を行う業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務
- 六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
- 七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第二十九号)第二条第一項に規定する成年 後見人等をいう。以下この号、第三十四条の十八の二第七号及び第三十四条の十九の六第七号において同じ。)の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務
- 八 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社対象会社(法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第十二号から第十五号まで に掲げる会社を除く。)が営むことができるもの
- 力、前各号に掲げる業務に附帯する業務

(参考) 関係条文

【銀行法施行規則17条の5第2項、銀行法施行規則17条の5の2第2項】

■銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第十七条の五

- 2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 一 当該申請をした銀行(以下この項において「申請銀行」という。)の資本金の額が当該申請に係る子会社対象銀行等の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な 額であること。
- 二 申請銀行及びその子会社等(当該認可に係る子会社対象銀行等を含む。)の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。
- 三 申請銀行の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。
- 四 当該申請の時において申請銀行及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。
- 万 申請銀行が子会社対象銀行等の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。
- 六 当該認可に係る子会社対象銀行等がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

(他業銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等)

第十七条の五の二

- 2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 一 当該申請をした銀行(以下この項において「申請銀行」という。)の資本金の額が当該申請に係る他業銀行業高度化等会社等の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。
- 二 当該申請に係る他業銀行業高度化等会社等に対する出資が全額毀損した場合であつても、申請銀行及びその子会社等(当該認可により子会社等となる会社を除く。)の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。
- 三申請銀行の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。
- 四 当該申請の時において申請銀行及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。
- 五 当該認可に係る他業銀行業高度化等会社等がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。
- 六 申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀 行業高度化等会社を子会社とすることにより、申請銀行の営む銀行業の高度化若しくは申請銀行の利用者の利便の向上又は地域の活性化、産業の生産性の向上その 他の持続可能な社会の構築に資すると見込まれること。
- 七 申請銀行の業務の状況に照らし、申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、 若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も、申請銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。
- 八 申請銀行又は当該認可に係る他業銀行業高度化等会社等の顧客に対し、申請銀行の銀行としての取引上の優越的地位又は当該他業銀行業高度化等会社等の 業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請銀行の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該他業銀行業高度化等会社等の業務に係る取引の条件 若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。
- 九 申請銀行又は当該認可に係る他業銀行業高度化等会社等が行う取引に伴い、申請銀行又は当該他業銀行業高度化等会社等が行う業務に係る顧客の利益が不 当に害される著しいおそれがないと認められること。

 11